

議案第66号～第71号

議案第73号～第90号

令和元年 8 月 2 7 日

令和元年 9 月 定例議会 議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 66 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	1
議案第 67 号	鈴鹿市印鑑条例の一部改正について……………	5
議案第 68 号	鈴鹿市税条例の一部改正について……………	8
議案第 69 号	鈴鹿市手数料条例の一部改正について……………	10
議案第 70 号	鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正について……………	12
議案第 71 号	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	14
議案第 73 号	鈴鹿市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について……………	20
議案第 74 号	鈴鹿市消防団条例の一部改正について……………	23
議案第 75 号	鈴鹿市水道事業給水条例の一部改正について……………	25
議案第 76 号	鈴鹿市公共下水道条例の一部改正について……………	27
議案第 77 号	鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について……………	29
議案第 78 号	財産の取得について……………	31
議案第 79 号	鈴鹿市及び亀山市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する協議について……………	32
議案第 80 号	町及び字の区域の変更について……………	35
議案第 81 号	市道の認定について……………	38
議案第 82 号	市道の廃止について……………	40
議案第 83 号	平成 3 0 年度鈴鹿市一般会計決算の認定について……………	42
議案第 84 号	平成 3 0 年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算の認定について……………	43
議案第 85 号	平成 3 0 年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算の認定について……………	44
議案第 86 号	平成 3 0 年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について……………	45

議案第 87 号	平成 3 0 年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算の認定について……………	46
議案第 88 号	平成 3 0 年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算の認定について……………	47
議案第 89 号	平成 3 0 年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について・	48
議案第 90 号	平成 3 0 年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について ……………	49

議案第 6 6 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(別 紙)

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理するについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2」を「第203条の2第5項」に改める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年鈴鹿市条例第92号）の一部を次のように改正する。

題名中「職員」を「鈴鹿市職員」に改める。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第3条中「1年」を「6月」に、「の5分の1」を「及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬の額）の10分の1」に改める。

(職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例（昭和26年鈴鹿市条例第93号）の一部を次のように改正する。

題名中「職員」を「鈴鹿市職員」に改める。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第4条に次の1項を加える。

7 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 鈴鹿市職員退職手当支給条例（昭和31年鈴鹿市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「に関する事項を定めることを目的」を「の支給に関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第6条の4第1項中「職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例」を「鈴鹿市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例」に改める。

第20条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「実施」を「施行」に、「市長が」を「規則で」に改める。

附則第9項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

(鈴鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 鈴鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤職員（」の次に「法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び」を加える。

(鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

第7条 鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例（平成27年鈴鹿市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

(鈴鹿市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 鈴鹿市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成28年鈴鹿市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改め、同項第5号中「職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例」を「鈴鹿市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（鈴鹿市職員給与条例の一部改正）

2 鈴鹿市職員給与条例（昭和24年鈴鹿市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例」を「鈴鹿市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例」に改める。

鈴鹿市印鑑条例の一部改正について

鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、印鑑登録原票の登録事項として旧氏を追加するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例

鈴鹿市印鑑条例（平成3年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号中「氏，名」の次に「，旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。））」を加え，「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め，「又は氏名」の次に「，旧氏」を加え，同項第2号中「氏名」の次に「，旧氏」を加える。

第6条第1項中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に改め，同項第3号を次のように改める。

（3） 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては，記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏，外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第6条第1項第5号を削り，同項第6号を同項第5号とし，同項第7号を同項第6号とし，同条第2項中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に，「磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。））」を「磁気ディスク」に改める。

第8条第1項中「き損」を「毀損」に改め，同条第2項中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に改める。

第12条第1項第2号中「氏名，氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては，住民票に記載がされている旧氏を含む。））」を加える。

第13条第2項及び第15条中「印鑑登録票」を「印鑑登録原票」に改める。

附 則

この条例は、令和元年１１月５日から施行する。

鈴鹿市税条例の一部改正について

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

身体障害者等に対する種別割の減免の要件等を改めるについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例

第 8 1 条の 2 の見出し中「の所有する」を「が取得し、又は所有する」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

日本赤十字社が取得する 3 輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、環境性能割を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) 三重県県税条例第 1 3 7 条の 2 の 2 第 2 号から第 5 号までの規定により、三重県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車の例によるもの

第 9 0 条第 1 項第 1 号中「又は精神に」を「，精神に」に改め、「精神障害者」という。）」の次に「又は知的機能に障害を有し歩行が困難な者（以下「知的障害者」という。）」を加え、「もの又は精神障害者」を「もの，精神障害者又は知的障害者」に、「当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「，精神障害者若しくは知的障害者（以下「身体障害者等」という。）」，当該身体障害者等」に改め、同条第 2 項中「身体障害者又は身体障害者等」を「身体障害者等又は身体障害者等」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

鈴鹿市手数料条例の一部改正について

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の改定等を行うについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例（平成 12 年鈴鹿市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。
別表第 4 の 3 の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に，「1,940,000円」を「1,950,000円」に，「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

別表第 8 中備考 13 を備考 15 とし，備考 12 を備考 14 とし，備考 11 の次に次のように加える。

12 4 の項及び 5 の項において，認定申請又は認定の変更申請をする建築物が複数ある場合の手数料の金額は，当該建築物ごとの区分に応じた手数料の金額の合計額とする。

13 5 の項において，認定の変更申請が新たに建築物を加えるものである場合の当該加える建築物に係る手数料の金額は，4 の項に規定する金額とする。

附 則

この条例は，令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし，別表第 8 の改正規定は，建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号）附則第 1 条本文に定める日から施行する。

鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正について

鈴鹿市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市立幼稚園条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、鈴鹿市立幼稚園の保育料の額を 0 円とするほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市立幼稚園条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立幼稚園条例（昭和 3 2 年鈴鹿市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条を次のように改める。

（保育料の額）

第 4 条 幼稚園を利用する教育・保育給付認定子ども（鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年鈴鹿市条例第 1 4 号）第 2 条第 1 1 号に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）に係る保育料の額は、0 円とする。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鈴鹿市立幼稚園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る保育料について適用し、同日前の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

議案第 7 1 号

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市立体育館の使用料を改定するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和 57 年鈴鹿市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

市立体育館使用料

時間区分					①	②	③	④
使用区分					午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツ（職業として行うものを除く。以下同じ。）	学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校をいう。以下同じ。）	正	2,470円	3,300円	2,970円	8,740円
				副	990円	1,320円	1,180円	3,490円
		用する場合	学校以外	正	4,950円	6,600円	5,940円	17,490円
				副	1,980円	2,640円	2,370円	6,990円
		スポーツ以外の目的で使用する場合		正	27,720円	36,960円	33,260円	97,940円
				副	11,080円	14,780円	13,290円	39,150円
	入場料等を徴収する場合	スポーツのため使用する場合	学校	正	6,180円	8,250円	7,420円	21,850円
				副	2,470円	3,300円	2,970円	8,740円
		学校以外	正	12,370円	16,500円	14,850円	43,720円	

	収める場合	合		副	4,950円	6,600円	5,940円	17,490円
		スポーツ以外の目的で 使用する場合（興業を 直接の目的とする場合 を除く。）		正	69,300円	92,400円	83,160円	244,860円
				副	27,720円	36,960円	33,260円	97,940円
		興業を直接の目的とす る場合		正	117,550円	156,750円	141,070円	415,370円
			副	47,020円	62,700円	56,430円	166,150円	
		一般公開日におけ る個人の使用の場 合	中学生以下		150円	150円	150円	
		高校生及び一 般		300円	300円	300円		
トレーニング 室	小学生（５年生以上）及び中学生				200円	200円	200円	
	高校生及び一般				400円	400円	400円	
	会員（高校生及び一般に限る。）				12回			4,000円
会議室	大会議室				1,480円	1,980円	1,780円	5,240円
	中会議室				820円	1,100円	990円	2,910円

備考

- この表において「正」とは正体育館をいい、「副」とは副体育館をいう。
- 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の２０パーセントに相当する額を加算した額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人の使用の場合については、この限りでない。
- 競技場の一部を使用する場合において、その使用面積が競技場の床面積の２分の１以下であるときの使用料は、この表に定める使用料の２分の１の額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 使用時間が時間区分の２分の１以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の２分の１の額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、当該時間区分に係る１時間当たりの額（

その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に、その超えて使用した時間に乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

6 使用の準備又は原状回復のために競技場を使用する場合の使用料は、当該使用時間の属する時間区分に係る1時間当たりの額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

7 競技場において電灯を使用した場合(一般公開日における個人の使用の場合を除く。)の使用料は、電灯を使用した時間に次の表に掲げる額(競技場の一部を使用する場合において、使用する電灯が2分の1以下であるときは、当該額の2分の1の額)に乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

区分	1時間当たりの額
正体育館	4,000円
副体育館	1,600円

8 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に次の表に掲げる額に乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

区分	1時間当たりの額
正体育館	9,900円
副体育館	3,960円
会議室	490円

9 トレーニング室の会員に係る使用券の有効期間は、発行の日から3月以内とする。

10 別に定める心身障がい者の団体(以下「心身障がい者団体」という。)がスポーツのためを使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。

11 市外の者が競技場を使用する場合(一般公開日における個人の使用の場合を除く。)の使用料は、この表(備考7及び備考8を除く。)により計算した

使用料の額に 1. 5 を乗じて得た額（備考 7 又は備考 8 の規定の適用がある場合は、これらの規定により算出した額を加算した額）とする。

別表第 2 備考に次のように加える。

- 3 心身障がい者団体が使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。

別表第 3 備考に次のように加える。

- 8 心身障がい者団体がスポーツのため使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。

別表第 4 中

「	電光掲示板		1 台につき	330円	」	を
	放送装置		1 式につき	880円		
「	電光掲示板		1 台につき	1, 100円	」	に,
	放送装置	正体育館	1 式につき	1, 320円		
		上記以外	1 式につき	880円		
「	電光掲示板		1 台につき	660円	」	を
	放送装置		1 式につき	1, 650円		
「	電光掲示板		1 台につき	2, 750円	」	に
	放送装置	正体育館	1 式につき	3, 300円		
		上記以外	1 式につき	1, 650円		

改める。

別表第 5 備考に次のように加える。

- 8 心身障がい者団体がスポーツのため使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。

別表第 7 備考に次のように加える。

- 7 心身障がい者団体がスポーツのため使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。

別表第 9 備考に次のように加える。

- 7 心身障がい者団体がスポーツのため使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。

別表第 1 1 備考に次のように加える。

- 7 心身障がい者団体が使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。

別表第 1 3 備考に次のように加える。

- 6 心身障がい者団体が使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 から別表第 5 まで、別表第 7、別表第 9、別表第 1 1 及び別表第 1 3 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 7 3 号

鈴鹿市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

鈴鹿市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯の設置基準を新設するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成 25 年鈴鹿市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新築し」を「新設し」に改める。

第 4 条第 1 項中「停車帯」の次に「，自転車通行帯」を加え，同条第 5 項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 6 条第 2 項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯）

第 8 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には，車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては，停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には，安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては，車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は，1.5メートル以上とするものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第40条中「第8条」の次に「，第8条の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の道路については，この条例による改正後の条例第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

鈴鹿市消防団条例の一部改正について

鈴鹿市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市消防団条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、消防団員の欠格事由から成年被後見人及び被保佐人を削るほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市消防団条例の一部を改正する条例

鈴鹿市消防団条例（平成 26 年鈴鹿市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 1 号を削り，第 2 号を第 1 号とし，第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 11 条第 2 号中「第 3 号」を「第 2 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和元年 12 月 14 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に，改正前の第 5 条及び第 11 条の規定に基づき行われた処分その他の行為及び当該規定により生じた身分の喪失の効力については，なお従前の例による。

鈴鹿市水道事業給水条例の一部改正について

鈴鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

水道法の一部改正に伴い，指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を新設するについて，地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により，この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鈴鹿市水道事業給水条例（平成 9 年鈴鹿市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 6 の表を次のように改める。

6 指定給水装置工事事業者指定手数料

区分	金額
指定給水装置工事事業者の登録をするとき。	1 件につき 1 4, 0 0 0 円
指定給水装置工事事業者の指定を更新するとき。	1 件につき 7, 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

鈴鹿市公共下水道条例の一部改正について

鈴鹿市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市公共下水道条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、排水設備指定工事店の欠格事由から成年被後見人及び被保佐人を削るについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市公共下水道条例の一部を改正する条例

鈴鹿市公共下水道条例（平成 7 年鈴鹿市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 1 項第 4 号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、改正前の第 7 条の 3 の規定に基づき行われた処分その他の行為並びに当該規定により生じた指定の取消し及び一時停止の効力については、なお従前の例による。

議案第 77 号

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

受益者負担金の適正な賦課及び受益者の負担軽減を図るため、受益者負担金の算出方法を改めるほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 7 年鈴鹿市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「次項の規定により定める」を削り，同条第 2 項を次のように改める。

2 単位負担金額は，1 平方メートル当たり 450 円とする。

第 4 条第 3 項を削る。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

第 7 条第 1 項中「第 5 条の規定により公告した」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条の規定は，令和 2 年度以後の年度分の負担金（鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例第 1 条の負担金をいう。以下この項において同じ。）について適用し，令和元年度分までの負担金については，なお従前の例による。

財産の取得について
次のとおり財産を取得する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 内 容 | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ⅱ型） |
| 2 | 取 得 価 格 | 50,652,000円 |
| 3 | 取得の相手方 | 鈴鹿市北玉垣町北代81番地の2
株式会社モリタ東海 鈴鹿営業所
所長 小倉 浩之 |
| 4 | 取 得 の 目 的 | 中央消防署西分署に配備している災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を更新し、消防力の強化及び充実を図るため。 |

提案理由

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ⅱ型）を取得するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この議案を提出する。

議案第 79 号

鈴鹿市及び亀山市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関する協議
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定により，鈴鹿市及び亀山市におけるはしご自動車に関する連携協約を締結することについて，亀山市と協議する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市及び亀山市におけるはしご自動車に関する連携協約
（ 別 紙 ）

提案理由

鈴鹿市及び亀山市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関し亀山市と協議するについて，地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定により，この議案を提出する。

鈴鹿市及び亀山市におけるはしご自動車に関する連携協約

鈴鹿市（以下「甲」という。）及び亀山市（以下「乙」という。）は、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおりはしご自動車に関する連携協約を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙が相互に連携し、消防力の向上を図るとともに効率的な行政運営を促進するため、基本的な方針及び役割分担を定める。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる分野について役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携して実施する取組及び役割分担については、別表に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条の取組に係る事務を処理するために要する経費のうち、はしご自動車の整備に要した費用については、50%分を甲及び乙が均等に負担し、残余を甲及び乙がそれぞれの当該年度の基準財政需要額（消防費）に応じた割合により負担するものとする。

2 前項の整備に要した費用以外の経費については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 甲及び乙は、この連携協約の推進に係る連絡調整を図るため、連絡会議を開催するものとする。

（補則）

第6条 この連携協約に定めるもののほか、この連携協約に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

別表（第２条，第３条関係）

分野	基本方針	取組	鈴鹿市の役割分担	亀山市の役割分担
消防力の向上 と施設などの 整備の推進	消防体制 の強化	はしご自動車 の整備に関する取組	鈴鹿市が中心とな ってはしご自動車 の整備及び運用に 取り組む。	鈴鹿市と連携して はしご自動車の整 備及び運用に取り 組む。

町及び字の区域の変更について
次のとおり町及び字の区域を変更する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

町及び字の区域の変更調書
(別 紙)

提案理由

稲生地区における土地改良事業（水利施設等保全高度化事業）の施行に伴い，町及び字の区域を変更するについて，地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により，この議案を提出する。

町及び字の区域の変更調書

1 鈴鹿市稲生町字栗の内に編入する区域

鈴鹿市稲生町字松の下 5 0 2 の一部，字矢去 5 8 4 の一部，5 8 4 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

2 鈴鹿市稲生町字松の下に編入する区域

鈴鹿市稲生町字栗の内 4 9 3 の 6 の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の一部，字矢去 5 5 5 から 5 5 9 まで，5 6 0 の一部，5 6 3 の一部，5 6 4 から 5 6 8 まで，5 6 8 の 1 の一部，5 6 9，5 6 9 の 1 の一部，5 7 0 から 5 7 3 まで，5 7 4 の一部，5 7 7 の一部，5 7 8 から 5 8 2 まで，5 8 2 の 1 の一部，5 8 3，5 8 3 の 1 の一部，5 8 4 の一部，5 8 4 の 1 の一部，5 8 4 の 2 の一部，5 8 5 から 5 9 0 まで，5 9 1 の 1，5 9 1 の 2，5 9 2，5 9 3 の一部，5 9 4 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国公有地の全部

3 鈴鹿市稲生町字矢去到に編入する区域

鈴鹿市稲生町字水通 1 5 5 9 から 1 5 6 6 まで，1 5 6 7 の一部，1 6 0 4 の一部，1 6 0 5 の 1，1 6 0 5 の 2，1 6 0 6 から 1 6 1 2 まで，1 6 1 2 の 1 の一部，1 6 1 3，1 6 1 3 の 1 の一部，1 6 1 4 から 1 6 1 7 まで，3 5 3 9，3 5 4 2，3 5 4 3，3 5 4 4 の一部，3 5 9 7 の一部，3 5 9 8 から 3 6 0 0 まで，3 6 0 3 から 3 6 0 7 まで，3 6 0 7 の 1 の一部，3 6 0 8，3 6 0 8 の 1 の一部，3 6 0 9，3 6 0 9 の 1 の一部，3 6 0 9 の 2 の一部，3 6 1 0 から 3 6 1 6 まで，3 6 1 7 の 1，3 6 1 8 から 3 6 2 3 まで，3 6 2 4 の一部，3 6 2 5 の一部及びこれらの区域に介在する道路等である国公有地の全部，字城屋敷 6 3 9 の 1 に隣接する道路である公有地の全部，字檜原 1 5 5 8 の 2 に隣接する道路である公有地の全部

4 鈴鹿市稲生町字城屋敷に編入する区域

鈴鹿市稲生町字松の下 5 3 5 の 1 及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部，字檜原 7 7 2 の 2 の一部，7 7 3 の 1，7 7 4 の 1，7 7 5 の 1，7 7 6 の 1，

777の1, 778の1, 779の1, 780の1, 781, 781の1の一部,
782から788まで, 789の一部, 812の一部, 813から818まで, 8
19の1, 819の2, 820, 820の1の一部, 821, 821の1の一部,
822から828まで, 829の一部, 1534の一部, 1535, 1552から
1558まで, 1558の1の一部, 1558の2の一部及びこれらの区域に隣接
介在する道路, 水路等である国公有地の全部

5 鈴鹿市稲生町字檜原に編入する区域

鈴鹿市稲生西一丁目771の4, 790から795まで, 803, 803の2の
一部, 838, 1509の4, 1510から1512まで及びこれらの区域に隣接
介在する道路等である国公有地の全部

6 鈴鹿市稲生町字縄手に編入する区域

鈴鹿市稲生町字縄手3656の1, 3656の6, 3657から3660まで,
3660の1, 3661から3666まで, 3666の1, 3667から3669
まで及び道路等に隣接する字水通の道路, 水路である公有地の全部, 字坂本388
4の2, 3926の4及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部

市道の認定について
次の路線を市道に認定する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

市道認定路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線として認定するについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

市道認定路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
053240	石薬師 240 号線	石薬師町字三反田	石薬師町	739.6
		石薬師町字西裏		3.3～11.8
053241	石薬師 241 号線	石薬師町字南町	石薬師町	283.2
		石薬師町字南町		2.9～ 9.3

市道の廃止について
次の路線を廃止する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

市道廃止路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線を廃止するについて、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

市道廃止路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
053066	石薬師66号線	石薬師町字三反田	石薬師町	1,027.8
		石薬師町字南町		2.6～12.1
063149	白子149号線	白子町字箱塚	白子町	659.3
		白子町字深田		1.5～ 3.5
063151	白子151号線	白子町字箱塚	白子町	226.3
		白子町字深田		1.8～ 4.8
063291	江島291号線	江島町字亀池	江島町	225.1
		江島町字亀池		1.4～ 2.3
063294	江島294号線	江島町字鬼黒	江島町	290.6
		白子町字箱塚		1.6～ 5.4
063648	江島648号線	江島町字細合池	江島町	291.0
		江島町字鬼黒		2.0～ 4.3
063649	江島649号線	江島町字鬼黒	白子町	342.9
		白子町字深田		2.0～ 5.3
063734	江島734号線	江島町字細合池	江島町	333.0
		江島町字亀池		16.0～42.1
113076	中箕田二丁目76号線	中箕田二丁目	中箕田二丁目	38.4
		中箕田二丁目		1.4～ 1.6

平成 30 年度鈴鹿市一般会計決算の認定について

平成 30 年度鈴鹿市一般会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

平成 30 年度鈴鹿市一般会計決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 84 号

平成 30 年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

平成 30 年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

平成 30 年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 85 号

平成 30 年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算の認定について

平成 30 年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

平成 30 年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 86 号

平成 30 年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
平成 30 年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

平成 30 年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 87 号

平成 30 年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算の認定について

平成 30 年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

平成 30 年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 88 号

平成 30 年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

平成 30 年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

平成 30 年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第 89 号

平成 30 年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成 30 年度鈴鹿市水道事業会計剰余金を平成 30 年度鈴鹿市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し，同会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

（決算書及び決算審査意見書 別冊）

提案理由

平成 30 年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分について地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決が必要であり，同会計決算について同法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要があるから，この議案を提出する。

議案第 90 号

平成 30 年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成 30 年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金を平成 30 年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金処分計算書（案）のとおり処分し，同会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

（決算書及び決算審査意見書 別冊）

提案理由

平成 30 年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分について地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決が必要であり，同会計決算について同法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要があるから，この議案を提出する。